

多古町地域公共交通計画策定支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和5年3月

多古町地域公共交通会議

「多古町地域公共交通計画策定支援業務委託」公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この実施要領は、多古町地域公共交通計画策定支援業務を委託するに当たり、受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

- (1) 件名 多古町地域公共交通計画策定支援業務委託
- (2) 目的 別紙「多古町地域公共交通計画策定支援業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり。
- (3) 契約期間 契約締結日から令和6年3月31日(日)まで
- (4) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり。

3. 予算限度額

- (1) 総額 9,460,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含む)
上記金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであり、提案に当たっては上記金額を超えないものとする。上記金額には、本業務委託を履行するために必要な全ての経費を含むものとする。
- (2) 支払いは、業務完了検査後の一括払いとする。

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 契約日までに令和4・5年度多古町入札参加資格者名簿に登載されている者であること。ただし、当該名簿に登載されていない者であっても、次の各項目に掲げる書類を提出(各1部)し、本町入札参加資格者としての基準を満たすことが認められる者にあつては、本プロポーザルに限り、当該名簿に登載されている者と同様の資格があるとみなす。

ア 登記事項証明書又は履歴事項全部証明書(原本)

イ 取引先一覧及び会社の概要(任意様式)

ウ 財務諸表(直近1年)法人貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書(原本)

エ 直近年度の国税(法人税並びに消費税及び地方消費税の未納がないことが確認できる納税証明書)、都道府県税(事業税及び都道府県民税)及び町村民税すべての納税証明書

オ 印鑑証明書(証明年月日が参加申込書提出前3箇月以内)

- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 法人税(個人事業者にあつては所得税)、消費税、地方消費税、事業税及び都道府県民税並びに市町村民税等の滞納をしていない者であること。
- (4) 多古町建設工事請負業者等指名停止措置基準(平成 8 年 2 月 28 日訓令第 3 号)に基づく停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本業務公告以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 多古町暴力団排除条例(平成 24 年 3 月 21 日条例第 4 号)第 2 条第 1 号から第 3 号に該当しないこと及び多古町契約等に係る暴力団等対策措置要綱(平成 26 年 3 月 18 日告示第 11 号)第 4 条に規定する措置を受けていない者であること。
- (7) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (8) 専門技術者等、十分な業務遂行能力を有し、適切な業務執行体制を有している者。
- (9) 過去 10 年間に、国又は地方公共団体等における同様事業の業務実績がある者。

5. 説明会

本プロポーザルに関して説明会は実施しない。

6. 本プロポーザルに関する質問と回答

本プロポーザルに関しての質問は、「様式 4 質問書」を持参又は電子メールに添付する方法により受け付ける。電子メールにより行う場合は電話連絡すること。

- (1) 質問受付期限 令和 5 年 3 月 22 日(水)まで。※郵送の場合は必着
土曜日、日曜日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで。
- (2) 電子メール タイトルは、「多古町地域公共交通計画策定支援業務委託質問書【事業者名】」とすること。
宛先:kikaku-seisaku@town.tako.chiba.jp
- (3) 回答方法 町ホームページに随時掲載する。
- (4) 連絡先 多古町地域公共交通会議事務局
(多古町企画政策課企画政策係)
電話:0479-76-5417

7. 参加表明手続

(1) 提出書類(各1部)

ア プロポーザル方式参加表明書(様式1)

イ 誓約書(様式2)

ウ 同種業務実績報告書(様式3)

エ 会社概要書(任意様式)

オ プロポーザル方式参加資格確認結果通知書の返信用封筒1枚

※長形3号封筒を使用し、通知書郵送先の宛先を明記のうえ、404円切手を貼付のこと。

(2) 提出先

多古町地域公共交通会議事務局(多古町企画政策課企画政策係)

〒289-2292 千葉県香取郡多古町多古 584 番地

(3) 提出方法

多古町地域公共交通会議事務局(多古町企画政策課企画政策係)に持参又は郵送すること。

郵送の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出すること。

(4) 提出期限

令和5年3月31日(金)まで。※郵送の場合は必着

土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで。

※参加表明提出後に辞退する場合は、辞退届(様式5)を上記(4)提出期限までに提出すること。

8. 提案書の受付

参加資格要件を確認の結果、参加資格を有すると認められた者から、次のとおり提案書を受け付けるものとする。

(1) 提出書類

提案書正本1部、副本8部とし、紙媒体に加え、CD-R等に格納した電子データも併せて提出すること。

(2) 提案書作成上の留意点

ア 任意書式A4サイズ(縦長・横長可)横書きとし、表紙目次を含めて両面で20ページ以内とすること。ただし、これにより難しい場合はA3版の使用も可。また、必ずページ番号を表記すること。

(3) 提出先 多古町地域公共交通会議事務局(多古町企画政策課企画政策係)

- (4) 提出方法 多古町地域公共交通会議事務局(多古町企画政策課企画政策係)に持参又は郵送すること。郵送の場合、一般書留郵便または簡易書留郵便で提出すること。
- (5) 提出期限 令和5年4月14日(金)まで。※郵送の場合は必着
土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで。

9. ヒアリング

提案書の内容を評価するに当たり、ヒアリングは実施しない。

10. 評価及び結果通知

(1) プレゼンテーション

ア 日時

令和5年4月24日(月) ※変更の場合は、別途参加者に通知する。

イ 会場

多古町役場内 会議室

ウ 出席者

最大3名

エ 本町が用意するもの

- ・プロジェクター(HDMIケーブル)及びスクリーン
- ・提出された提案書10部

オ 内容

説明は30分以内、質疑応答は15分程度。※準備・片付け各10分程度

カ その他

プロジェクトマネージャーが提案内容についての説明を行うこと。

(2) 選定委員会

評価は、多古町地域公共交通計画策定業務委託事業者選定審査委員会を設置し実施する。

(3) 評価基準

別表多古町地域公共交通計画策定支援業務委託プロポーザル評価基準のとおり。

別表

評価項目	着眼点	配点
業務実績	過去5年間(平成30年4月～令和5年3月までの期間)において自治体における公共交通関連業務を受注し完了した実績があるか。 5件=10点、4件=8点、3件=6点、2件=4点、1件=2点、0件=0点	10点
業務理解度	本業務の趣旨を十分に理解しているか。	10点
説明内容	説明内容、実施方針が的確であり、提案内容が具体的でわかりやすく、実現性の高いものであるか。	10点
調査	調査内容が具体的に示されており、計画策定の中で調査結果をどう反映させていくか示されているか。	10点
課題の整理	課題解決に向けた施策の検討方法、イメージが多古町の抱える公共交通の問題に対して的確であるか	20点
独創性	課題を解決するために新しい価値やアイデアを企画、提案できているか。	10点
作業スケジュール	妥当なスケジュールであるか。	10点
プレゼンテーション	事業者の対応は適切であるか。	10点
価格	見積金額は、適当であるか。	10点
合 計		100点

(4) 評価方法

指定した様式に基づいて提出された書類一式について、評価基準に基づき公平かつ客観的に評価を行い選定する。

- ① 別表の項目(業績実績、価格除く)ごとに、次の 5 段階で評価し、得点とする。

評価結果	評価	得点化方法
提案内容が非常に優れている。	A	配点×1.00
提案内容が優れている。	B	配点×0.75
提案内容が普通である。	C	配点×0.50
提案内容が劣っている。	D	配点×0.25
提案内容が非常に劣っている。	E	配点×0.00

- ② 価格の評価点については、以下の方法により決定する。

(最低見積金額÷見積金額)×10 点=評価点(小数点以下切り捨て)

(5) 受託候補者の決定

各審査者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定する。なお、最高得点者及び第 2 位が同点の場合は、委員の協議により受託候補者及び次点を選定する。

(6) 結果通知

結果の通知については、プロポーザル参加者に提案書等評価結果通知書により通知する。

11. 提案資格の喪失等

次のいずれかに該当するときは、当該業務に係る提案はすることができない。またすでに提出された提案書は無効とする。

- (1) 「4.参加資格要件」に規定する要件を満たさなくなったとき。
(2) 本町に提出した書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

12. 契約

- (1) 本プロポーザルにより受託候補者として選定された者と契約協議の上、提案上限額の範囲内で委託契約を締結する。ただし、受託候補者として選定された者が参加資格要件を満たさなくなったとき、辞退したとき、その他契約を締結することができないやむを得ない事由により契約協議が成立しないときは、次点者と契約協議を行うものとする。
- (2) 委託契約締結にあたり、発注者と協議の上、仕様書の確定を行うものとする。なお、仕様書の内容は、「仕様書」及び「企画提案書」の内容を基本とするが、協議の結果、必要があれば訂正、追加、削除等を行うものとする。

13. その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用は参加事業者の負担とする。
- (2) 提案書は 1 社 1 提案までとし、提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 町は、提出された書類について、多古町情報公開条例(平成 13 年 3 月 16 日条例第 1 号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。
- (5) 町は、提出された書類について、提出者に無断で本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (6) 当該事業は令和 5 年度多古町一般会計歳入歳出予算の議会議決による成立を前提として募集するものであり、予算が令和 5 年 4 月 1 日時点で不成立の場合は事業を実施しない場合がある。なお、事業が実施されない場合において、本プロポーザルに要する費用について多古町地域公共交通会議に請求することはできないものとする。

14. スケジュール

募集告知開始	令和 5 年 3 月 15 日(水)から
質問締切	令和 5 年 3 月 22 日(水) 午後 5 時まで
質問回答	令和 5 年 3 月 27 日(月)まで
参加表明締切	令和 5 年 3 月 31 日(金) 午後 5 時まで
提案書提出締切	令和 5 年 4 月 14 日(金) 午後 5 時まで

プレゼンテーション	令和5年4月24日(月) ※予定
審査結果公示	令和5年4月26日(水) ※予定
審査結果通知	令和5年4月26日(水) ※予定
契約事務手続	令和5年5月下旬(補助金交付決定後) ※予定

15.問い合わせ先

多古町地域公共交通会議事務局

多古町企画政策課企画政策係

担当 堀越、浅野

電話 0479-76-5417

E-mail kikaku-seisaku@town.tako.chiba.jp